

四街道市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による平成27年12月4日付け請求のあった四街道市職員措置請求について監査を行ったので、同条第4項の規定により監査結果を別紙のとおり公表する。

平成28年2月5日

| | | | |
|----------|-----|---|----|
| 四街道市監査委員 | 勝 | 山 | 信 |
| 四街道市監査委員 | 井戸川 | 員 | 三 |
| 四街道市監査委員 | 阿 | 部 | 治夫 |

四街道市職員措置請求に係る監査結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、四街道市職員措置請求について、次のとおり監査を行った。

平成28年2月5日

| | | |
|----------|-----|----|
| 四街道市監査委員 | 勝山 | 信 |
| 四街道市監査委員 | 井戸川 | 員三 |
| 四街道市監査委員 | 阿部 | 治夫 |

第1 請求の受付

1 請求のあった日

平成27年12月4日

2 請求人

省略する。

3 請求の受理

本件四街道市職員措置請求（以下「本件請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認められたので、平成27年12月14日にこれを受理した。

なお、監査の期間については、補正に要した日数を延長することとした。

第2 監査の実施

1 監査の概要

（1）請求人からの証拠の提出及び陳述並びに関係職員からの陳述の聴取

ア 法第242条第6項の規定による証拠の提出を求め、陳述の機会を請求人に対し与えたところ、平成27年12月25日に、請求人が陳述を行い、関係職員が法第242条第7項の規定に基づき立ち会った。

イ 同日、関係職員が陳述を行い、請求人が法第242条第7項の規定に基づき立ち会った。

（2）関係職員に対する調査

監査に当たって、四街道市教育委員会指導課職員から関係書類の提出を求め、書類の審査等を行った。

2 請求の趣旨

請求書に記載されている事項及び請求人の陳述内容によれば、本件請求の趣旨は次のとおりである。

(1) 歳費等の停止

四街道市と、議員が代表取締役を務める有限会社が学校給食用食材供給契約を締結することは、法第92条の2が規定する「地方議会の議員の請負禁止」に違反するものである。

議員が議員に在職すると共に、当該有限会社の代表取締役である場合は、議員として支払われる一切の歳費等は不当な公金支出であり、直ちに停止すること。

(2) 歳費等の返還

議員が明らかに法令に違反し、議員を辞職すべき法令上の欠陥を有した今日までの期間（4期・16年間）において支出された歳費等の公金は、当然ながら全額返還が至当である。仮に、違法状態の始期まで遡及して歳費等の返還を求める権利を留保したとしても、少なくとも現行契約が有効な期間に相当する、平成27年度分の歳費等を直ちに返還すること。

(3) 適正な契約締結

四街道市学校給食用食材供給契約は、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の2が規定する随意契約ができる例外的な契約には該当しないものである。

また、同業の事業者が複数ある今日の市場環境を鑑みれば、本件の「学校給食用食材供給契約」において、漫然と随意契約することなく厳然とチェックのうえ、今後は競争入札によって適正に契約することを求める。

(4) 行政責任と契約の解除

四街道市が当該有限会社と16年間もの長きに亘って法に違反した契約を繰返し、かつその間の全ての契約を随意契約によって契約締結した市長の行政責任を問う。

併せて、法に違反した本件「四街道市学校給食食材供給契約」は、直ちに契約解除することを求める。

(5) 再発防止策

このような法令に違反する契約が再び締結されないよう、組織的なチェック体制の構築等について、具体的な再発防止策を提示すること。

(6) その他の措置要求

ア. 情報公開請求の経緯（隠ぺい体質の一掃）

請求者代表は、より詳細な調査のため、平成27年11月11日付けで四街道市情報公開条例に基づいて、当該有限会社との四街道市学校給食用食材供給契約書と、契約書に基づいた発注書、納入書、食材検査書、参考価格表、請求書、領収書等一連の手續に伴う書類一式の公開を請求したが、平成27年11月24日付けで、公開請求拒否の通知があった。

請求人は、こうした経緯について、別紙事実証明書のとおり情報公開の適正な運用を請求する。特に、本件を調査する過程で、調査を事実上妨害した行政側の対応は、本事実で明らかになりつつある、行政による長年の利権関係の擁護、隠ぺいが表面化したもので、行政と一部特権者との癒着体質の証左でもあり、極めて悪質と断ぜざるを得ない。

監査委員には、特に、「地方自治の適正な運用確保」並びに「将来に向けた危機的財政の回避」という積極的、生産的な視座からも、厳正な監査を強く求めるものである。

イ. 厳正な監査の実施を求める

監査委員には、上記の項目について調査のうえ、調査後は事実関係を明らかにして、公表することを求めるものである。また、こうした重大な法令違反が再発しないよう、厳正な措置を請求する。

また、請求人が疎明した内容は、一般住民が知り得る情報の範囲での分析であり、専門知識と高い識見を有する3名の監査委員による総合的観点での検証を期待するものである。

第3 監査結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

1. 請求の趣旨（1）歳費等の停止及び（2）歳費等の返還について

普通地方公共団体の議会の議員が法第92条の2の規定に該当するかどうかは、法第127条第1項の規定により議会がこれを決定するものとされ、監査委員が判断する対象ではない。また、現時点で同項の規定により議会の決定がされた事実はない。

よって、議員として支払われる歳費が不当な公金支出であるとは断定することはできないため、却下とする。また、支出された歳費の返還を求める請求についても、同趣旨により却下とする。

2. 請求の趣旨（3）適正な契約締結について

四街道市学校給食用食材供給契約（平成27年4月1日以降の公会計移行後の契約をいう。）は、

ア. 学校給食の用に供する食材は安全・安心かつ良質なものでなければならず、また安定的に納入されることが必要とされること。

イ. 発注までに相当数の日数を要する入札では、日々価格の変動する食材の品目・数量への対応が困難であること。

等から、令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約として締結したものである。

昭和62年3月20日最高裁判所判決（昭和57（行ツ）74）によれば、令第167条の2第1項第2号に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するか否かは、「契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきもの」とされている。

以上のことから、令第167条の2第1項第2号の適用に合理性を欠く点はなく、本契約の締結に違法・不当はないというべきで、請求人の主張に理由はなく、棄却とする。

3. 請求の趣旨（4）行政責任と契約の解除について

平成27年3月31日以前の給食食材の調達については、各学校長が私的契約により実施したもので、市の財政上の関与はなく、法第242条第1項の措置請求の対象とならないことから、却下とする。

また、平成27年4月1日以降の公会計移行後の契約については、前記2のとおり、請求人の主張に理由はなく、棄却とする。

4. 請求の趣旨（5）再発防止策及び（6）その他の措置要求について

法第242条第1項に規定する、違法・不当な財務会計上の行為が存在するとはいえず、同項に規定する措置請求の対象とならないことから、却下とする。